

次のとおり土木一式工事について総合評価落札方式により一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０の２第６項の規定により公告する。

なお、この工事の入札執行については、令和８年４月１日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定によらず、この公告によるものとする。

令和８年８月２７日

函館市長 大 泉 潤

１ 一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）に付する工事の内容

(1) 工 事 名 特別史跡五稜郭跡堀内周南東側石垣保存修理工事

(2) 施工場所 函館市五稜郭町４４番 特別史跡五稜郭跡

(3) 工 期 契約の日から令和９年３月１８日まで

(4) 工事概要 （崩落石垣修理）

構造物撤去工 擁壁工 法面工 植栽工 仮設工
（石垣天端修理）

構造物撤去工 擁壁工 仮設工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

５７，１２０，０００円

(6) 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格

函館市建設工事低入札価格調査要領（平成２１年９月１日施行。

以下「要領」という。）第３条第１項の規定による価格（以下「調査基準価格」という。）

(7) 低入札価格調査において失格と判断する基準となる価格

要領第８条第２項の規定による価格

(8) その他

本工事は「週休２日工事」の対象工事である。

２ 入札参加資格

次のいずれにも該当し、かつ、３により入札への参加を制限されて

いないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、土木一式工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る土木一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が A 級または B 級に格付けされている者であること。
- (3) 市内に本店を有する者であること。
- (4) 契約締結日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、当該経営事項審査結果通知書を提示できること。
- (5) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (6) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を、当該工事に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (7) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を、当該工事に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (8) 平成 23 年度以降に受渡しの完了した、元請けとして、当該工事と同種と認められる工事の施工実績があること。
- (9) 配置予定技術者調書の提出日以前 3 月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者および監理技術者を配置できること。
- (10) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (11) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成 25 年 4 月 1 日施行）による入札参加制限に，当該工事に係る総合評価落札方式入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。
- (12) 他の参加者のうちに協同組合，協業組合，企業組合その他これらに類するものがある場合は，その構成員でないこと。

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について，次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が 65 点未満のときは，その通知をした日から起算して 6 ヶ月間，当該入札に参加することができない。

- (1) 函館市請負工事施行成績評定要領
- (2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- (3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- (4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は，政令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格として更に定めた資格の認定について，アに掲げる書類のうち必要なものを添付した総合評価落札方式入札参加資格審査申請書によりイに定めるところにより，持参によって市長に申請しなければならない。

ア 申請書に添付する書類

- (ア) 同種工事施行成績確認調書
- (イ) 同種・同規模工事の施工実績調書
- (ウ) 類似工事施工実績調書（(ア)の施行成績および(イ)の施工実績の両方がない場合のみ提出。また，発注機関が函館市以外の施

工実績の場合は、工事カルテの写しを添付のこと)

(エ) 配置予定技術者調書 (総合評価落札方式用)

(オ) 地域貢献確認調書

(カ) 品質マネジメントシステムに係る登録証の写し

(キ) 環境マネジメントシステムに係る登録証の写し

(ク) 主任 (監理) 技術者の C P D に係る証明書の写し

(ケ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

イ 申請の期間および申請書の提出先

(ア) 申請の期間 令和 8 年 8 月 2 7 日から令和 8 年 9 月 4 日まで

(イ) 申請書の提出先 函館市東雲町 4 番 1 3 号 函館市財務部調度課 (電話番号 0138-21-3514)

(2) 審査結果は、申請期間終了後 3 日 (函館市の休日を定める条例 (平成 3 年函館市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) 以内に入札参加資格がないと認めた申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して 5 日 (函館市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。以下同じ。) 以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面 (様式は、自由) の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 契約条項を示す場所

函館市東雲町４番１３号 函館市土木部管理課（電話番号 0138-21-3406）

7 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

ア 政令第１６７条の４の規定に該当すると認められるとき。

イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

オ ３の規定により入札の参加を制限されたとき。

(2) 前号オに該当して同号の規定により入札参加資格を取り消された者は、その取消しについての説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して５日以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(3) 市長は、前号の求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

8 設計図書等の閲覧等

(1) 入札に参加しようとする者は、設計図書等閲覧申請書を提出することにより次に定めるところにより、当該工事に係る設計図書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和８年８月２７日から令和８年９月１６日まで

イ 閲覧場所 函館市財務部調度課

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は閲覧期間中、電子データ

により函館市財務部調度課ホームページに掲載する。

(3) 前号に定める設計図書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市財務部調度課執務室内，戸井支所，恵山支所，榎法華支所および南茅部支所に掲示する。

(4) 入札に参加しようとする者は，質問書を提出することにより次に定めるところにより，設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 令和8年8月27日から令和8年9月9日まで

イ 提出先 函館市土木部公園河川整備課（電話番号 0138-21-3425）

ウ 提出方法 持参による。

(5) 前号の説明は，質問回答書により行い，入札日の前日まで函館市土木部公園河川整備課において閲覧に供する。

9 入札の方法

入札は，一般書留または簡易書留のいずれかにより，かつ，入札日を配達指定日として函館市財務部調度課あてに郵送する方法により行わなければならない。

10 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は，入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

11 開札の立会い

開札は，入札の終了後，函館市条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき，入札者の立会いのもと行う。

12 入札執行の日時および場所等

(1) 日時 令和8年9月17日午前11時

(2) 場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所5階入札室

(3) 入札回数は，1回とする。

13 入札保証金

入札保証金は，免除する。

14 落札者決定基準

(1) 政令第167条の10の2第3項の規定により定める落札者決定基準は、次のとおりとする。

ア 総合評価落札方式評価基準

イ 評価の方法

ウ 落札者の決定方法

(2) 前号アの総合評価落札方式評価基準は、別紙のとおりとする。

(3) 第1号イの評価の方法は、次の評価値を算出する方法とする。

評価値（小数点第5位以下切り捨て）＝総合評価落札方式評価基準に基づく点数＋価格評価点（ $80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$ ）

なお、最低入札価格および入札価格が調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格をそれぞれ調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととする。

(4) 第1号ウの落札者の決定方法は、次に定めるところによる。

ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、前号の評価値が最も高い者とする。ただし、要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、要領第10条第1項に規定する低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者とする。

イ アの規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

15 入札結果等の公表日

令和8年9月17日（要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、当該低入札価格調査の終了後に市長が定める日）

16 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 15の入札結果等の公表があった日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所 函館市財務部調度課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることと

し、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

- (2) 市長は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

17 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札
(2) 予定価格を超える入札
(3) 9に規定する入札の方法以外の方法による入札

18 入札の失格

入札執行の際に函館市財務部調度課へ到達しなかった場合は失格とする。

19 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課

20 その他

詳細は、入札説明書による。

特別簡易型総合評価落札方式評価基準（土木一式工事）

工事名 特別史跡五稜郭跡堀内周南東側石垣保存修理工事

評価分類	評価項目	評価基準		評価点
企業の施工能力	令和3年度から令和7年度までの期間における函館市(※1)が発注した同種工事施行成績の平均点	85点以上		10.0
		83点以上85点未満		9.0
		81点以上83点未満		8.0
		79点以上81点未満		7.0
		77点以上79点未満		6.0
		75点以上77点未満		5.0
		73点以上75点未満		4.0
		71点以上73点未満		3.0
		69点以上71点未満		2.0
		67点以上69点未満		1.0
		65点以上67点未満		0
		65点未満		-1.0
	同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工、完成した函館市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事の施工実績	3件以上	4.0
			2件	3.0
			1件	2.0
			なし	0
	品質マネジメントシステム認証取得	ISO9001を取得		0.5
		上記以外		0
	環境マネジメントシステム認証取得(ISOとその他の重複加算なし)	ISO14001を取得		0.5
		エコアクション21または北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)を取得		0.3
		上記以外		0
	建設機械の保有 (経営事項審査における審査事項)	「建設機械の所有及びリース台数」1台以上		1.0
		上記以外		0
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の資格	1級土木施工管理技士(有資格期間5年以上)、1級建設機械施工技士(有資格期間5年以上)または技術士(※2)		3.0
		1級土木施工管理技士(有資格期間5年未満)または1級建設機械施工技士(有資格期間5年未満)		2.0
		2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士		1.0
		上記以外		0
	若年技術者の活用	主任(監理)技術者が、申請日時時点で40歳以下である。		1.0
		上記以外		0
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)	指定する団体の推奨単位以上を取得している。		1.0
		上記以外		0

評価分類	評価項目	評 価 基 準	評価点
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(3件以上)がある	4.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(2件)がある	3.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(1件)がある	2.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した上記以外の者が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績がある	1.0
		上記以外	0
地域貢献等	防災協定の締結	以下のいずれかに該当する。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している団体に加入している。	1.0
		上記以外	0
	障がい者の雇用	「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある業者 ・法定雇用率を達成している。	1.0
		「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がない業者 ・1人以上雇用している。	
		上記以外	0
	保護観察対象者等の就労支援	函館保護観察所に協力雇用主として登録され, 令和5年4月1日以降に, 以下のいずれかの実績を有する。 ・保護観察対象者等を雇用した実績 ・保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績 ・保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績	1.0
		上記以外	0
	本店または支店等の所在	函館市内に本店を有する。	2.0
		函館市内に支店等のみを有する。	0.5
		上記以外	0
合 計 (満 点)			30.0

※1 公営企業を含む。

※2 技術士は, 建設部門, 農業部門(科目「農業土木」), 水産部門(科目「水産土木」), 森林部門(科目「森林土木」)および総合技術監理部門(上記科目に限る。)の資格を有する者に限る。

※3 特殊法人等とは, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に定めるものとする。